

◎新潟県告示第1092号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新発田地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業堀耕東地区確定測量）
- 2 作業期間 令和4年8月5日から令和5年1月10日まで
- 3 作業地域 新潟県阿賀野市庄ヶ宮地内ほか